

一般社団法人練馬区産業振興公社 個人情報保護に関する規程施行細則

(平成16年4月1日細則第1号)

最近改正 平成25年3月26日議案第18号

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人練馬区産業振興公社個人情報の保護に関する規程（平成17年11月規程第30号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(目録の作成)

第2条 規程第8条第1項に規定する保有個人情報取扱事務に係る目録は、つぎのとおりとする。

- (1) 会員管理
- (2) 給付事業
- (3) 主催およびあっせん、補助等の各種事業
- (4) 会員からの紹介情報および資料請求
- (5) アンケート調査
- (6) 練馬区から受託する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(保有個人情報の利用目的)

第3条 規程第8条第2項第2号に規定する保有個人情報の利用目的は、つぎのとおりとする。

- (1) 入会の手続および会員管理業務のため
- (2) 一般社団法人練馬区産業振興公社の事業に関する規程（平成16年4月規程第1号）第35条により提出された書類の記載事項の確認のため
- (3) ガイドブック、会報、ウェブサイト等による情報の提供のため
- (4) 各種実施事業へのサービス提供のため
- (5) 加入に係る資料送付のため
- (6) アンケート調査による会員動向分析、その他経営上必要な分析を行うための基礎データおよび統計的なデータの作成のため
- (7) 練馬区から受託する事業に対応するため

(個人情報保護管理責任者)

第4条 規程第10条に規定する個人情報保護管理責任者は、事務局長をもって充てる。

(委託に係る措置)

第5条 個人情報を収集し、または保有個人情報を管理し、もしくは利用する事務の処理を一般社団法人練馬区産業振興公社（以下「当法人」という。）以外のものに委託するときは、規程第12条に規定する措置としてつぎに掲げる事項について必要な条件を付さなければならない。

- (1) 知り得た個人情報の保持に関する事項
 - (2) 第三者への提供の禁止に関する事項
 - (3) 再委託の禁止に関する事項
 - (4) 複写および複製の禁止に関する事項
 - (5) 個人情報の授受、保管、廃棄または返還に関する事項
 - (6) 立入検査および調査に応ずる義務に関する事項
 - (7) 事故発生時の報告義務に関する事項
 - (8) 個人情報の保護に関する義務に違反し、または怠った場合の公表措置および損害賠償に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項
- 2 当法人は、個人情報を収集し、または保有個人情報を管理し、もしくは利用する事務の処理を当法人以外のものに委託したときは、外部委託記録票（様式第1号）を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

（第三者提供の記録事項）

第6条 当法人は、規程第16条第4項の規定により、保有個人情報の第三者提供をしたときは、第三者提供記録票（様式第2号）を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する第三者提供記録票に記録する事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 保有個人情報の提供を受けるものの名称、住所、電話番号および目的
- (2) 保有個人情報を提供する事務の名称
- (3) 提供する保有個人情報の種別
- (4) 保有個人情報を提供する期日、根拠および形態
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

（第三者提供する場合の措置）

第7条 規程第16条第5項に規定する保有個人情報の使用方法の制限および必要な措置は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 申請目的以外の使用の禁止に関する事項
- (2) 保管方法および保護措置に関する事項

（電算結合の記録事項）

第8条 当法人は、規程第18条第2項の規定による電算結合をしたときは、電算結合記録票（様式第3号）を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する電算結合記録票に記録する事項は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 事務の名称
- (2) 結合および変更の年月日
- (3) 相手方の名称、住所および電話番号
- (4) 提供する保有個人情報または提供を受ける個人情報の記録の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

（開示等の申出方法）

第9条 規程第20条第1項、第29条第1項および第33条第1項に規定する申出書の提出は、自己情報開示等申出書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 規程第20条第2項、第29条第3項および第33条第2項に規定する本人であることを証明するために必要な書類は、つぎの各号に掲げるもののいずれかとする。
 - (1) 官公署の発行した免許証、許可証、または身分証明書で、写真に浮き出しプレスによる証印のあるものまたは写真の特殊加工をしてあるもの
 - (2) 当法人が、申出者に対し、文書で行った照会に対する回答書
 - (3) 前2号により難しい場合、本人であることを証する書類を2種以上で確認するなど、明らかに本人であると確認ができるもの
- 3 規程第20条第2項、第29条第3項および第33条第2項に規定する法定代理人等であることを証明するために必要な書類とは、法定代理人等自身であることを証する書類（前項の本人であることを証明するための必要な書類の例による。）のほか、法定代理人等であることを証する書類で、つぎの各号に掲げるもののいずれかとする。
 - (1) 住民票（続柄の記載されたもの）
 - (2) 戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書
 - (3) 家庭裁判所の発行する証明書
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法定代理人等を証明する書類
- 4 当法人は、本人が直接出向いて開示等の申出をすることができないことについて真にやむを得ないと認めるときで、規程第20条第1項、第29条第1項および第33条第1項に規定する申出を代理人が行う場合、代理権を証する書類および代理人自身であることを証する書類（第3項の本人であることを証明するための必要な書類の例による。）を提出させ、または提示させなければならない。
（開示等の可否決定等の通知）

第10条 当法人は、規程第21条第2項、第31条第2項および第3項ならびに第35条第2項および第3項に規定する決定をしたときは、自己情報開示等可否決定通知書（様式第5号）により当該申出者に通知する。

2 当法人は、規程第21条第3項、第31条第5項および第35条第5項の規定による期間の延長をするときは、開示等可否決定期間延長通知書（様式第6号）により当該申出者に通知する。

3 当法人は、申出に係る情報が存在しないときは、自己情報不存在通知書（様式第7号）により当該申出者に通知する。

（第三者提供を受けているものへの通知）

第11条 当法人は、保有個人情報の訂正、利用停止の申出に応じる決定をしたときは、その旨を第三者提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による通知は、保有個人情報訂正・利用停止通知書（様式第8号）により行うものとする。

（異議の申出方法等）

第12条 規程第38条第1項に規定する申出書の提出は、自己情報異議申出書（様式第9号）により行うものとする。

2 規程第38条第3項に規定する異議申出についての回答の通知は、異議申出に対する回答書（様式第10号）により行うものとする。

(委任)

第13条 この細則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成17年11月9日から施行する。

付 則

この細則は、平成20年11月13日から施行する。

付 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

外部委託記録票

事務の名称	
委託先	名称 _____
	住所 _____
	電話番号 _____
委託内容	
委託期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 年 月 日以降継続
預託する保有個人情報記録の種別	<input type="checkbox"/> 基本事項（氏名、住所、電話番号、生年月日、登録家族など） <input type="checkbox"/> 会費関係 <input type="checkbox"/> 給付事業 <input type="checkbox"/> 主催およびあっせん、補助等の各種事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
委託の条件	<input type="checkbox"/> 知り得た個人情報の保持 <input type="checkbox"/> 第三者への提供禁止 <input type="checkbox"/> 再委託の禁止 <input type="checkbox"/> 複写および複製の禁止 <input type="checkbox"/> 個人情報の授受、保管、廃棄または返還事項 <input type="checkbox"/> 立入検査および調査に応ずる義務 <input type="checkbox"/> 事故発生時の報告義務 <input type="checkbox"/> 義務違反等の公表措置および損害賠償 <input type="checkbox"/> その他（ ）
預託する保有個人情報の授受の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等 <input type="checkbox"/> 電算処理 <input type="checkbox"/> その他（ ）
個人情報保護管理担当者	

様式第2号（第6条関係）

第三者提供記録票

事務の名称	
第三者提供先の住所および名称	
第三者提供先の利用目的	
第三者提供の期日	年 月 日
第三者提供する保有個人情報の記録の種別	<input type="checkbox"/> 基本事項（氏名、住所、電話番号、生年月日、登録家族など） <input type="checkbox"/> 会費関係 <input type="checkbox"/> 給付事業 <input type="checkbox"/> 主催およびあっせん、補助等の各種事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
第三者提供の根拠	<input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等に定めがある（根拠法令等 ） <input type="checkbox"/> 出版、報道等により公にされている <input type="checkbox"/> 緊急かつやむをえないと認められる <input type="checkbox"/> 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない
第三者提供の条件	<input type="checkbox"/> 申請目的以外の使用禁止 <input type="checkbox"/> 保管方法および保護措置に関する事項 <input type="checkbox"/> その他（ ）
第三者提供の形態	<input type="checkbox"/> 閲覧・転記 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等 <input type="checkbox"/> 電算結合 <input type="checkbox"/> その他（ ）
個人情報保護管理担当者	

一般社団法人練馬区産業振興公社

様式第3号（第8条関係）

電算結合記録票

事務の名称	
電算結合の目的	
結合年月日	年 月 日
結合変更年月日	年 月 日
電算結合の相手方	名称 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
個人情報の記録項目	[提供する保有個人情報] [提供を受ける個人情報]
個人情報保護管理担当者	

一般社団法人練馬区産業振興公社

様式第4号（第9条関係）

自己情報開示等申出書

一般社団法人練馬区産業振興公社
理事長

あて

年 月 日

(申出者)

住所 〒 _____

氏名 _____

電話番号 _____

会員番号 _____

一般社団法人練馬区産業振興公社個人情報の保護に関する規程第20条および第29条、第33条に基づき、つぎのとおり申出をします。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示【 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望） <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
利用者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
個人情報の本人の 氏名・住所・電話番号 (代理人請求の場合のみ記入)	
個人情報の内容	
訂正・利用停止の内容	※訂正請求をされる場合は、その内容を証明する書類等を添付してください。

※本人または法定代理人等であることを証明する書類を提出または提示してください。

以下は、一般社団法人練馬区産業振興公社が使用します。

本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
代理人の確認方法	<input type="checkbox"/> 代理権を証する書類 <input type="checkbox"/> 代理人本人を証する書類 ()
処 理 欄	年 月 日 受付者

自己情報開示等可否決定通知書

年 月 日

様

一般社団法人練馬区産業振興公社
理事長

年 月 日付で受理しました自己情報の開示等の申出について、
つぎのとおり決定しましたので通知します。

決定の内容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input type="checkbox"/> 応じます <input type="checkbox"/> 一部応じます <input type="checkbox"/> 応じられません
申出の内容		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
開示の日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
開示の場所		
申出に応じられない箇所および理由 (一部応じられない箇所および理由)	<input type="checkbox"/> 一般社団法人練馬区産業振興公社個人情報の保護に関する規程第24条第1項第 号に該当するため <input type="checkbox"/> 一般社団法人練馬区産業振興公社個人情報の保護に関する規程第27条に該当するため (理由)	
訂正・利用停止の処理内容		

【お願い】

- 1 来局の際には、この通知書とご本人であることを証明できる書類を、職員に提示してください。
- 2 当日、ご都合のつかない場合は、予め下記までご連絡ください。

(連絡先) 一般社団法人練馬区産業振興公社 ☎03-6757-2018

開示等可否決定期間延長通知書

年 月 日

様

一般社団法人練馬区産業振興公社
理 事 長

開示等可否決定期間延長通知書

年 月 日付で受理しました自己情報の開示等の申出については、一般社団法人練馬区産業振興公社個人情報の保護に関する規程第21条第3項、第31条第5項ならびに第35条第5項の規定により、つぎのとおり可否の決定期間を延長しましたので通知します。

申出の区分	<input type="checkbox"/> 開示 【 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付】 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
申出の内容	
当初の決定期日	年 月 日 ()
延長する期間	日間
延長後の決定期日	年 月 日 ()
延期の理由	

(連絡先) 一般社団法人練馬区産業振興公社 ☎03-6757-2018

自己情報不存在通知書

年 月 日

様

一般社団法人練馬区産業振興公社
理 事 長

年 月 日付で開示等の申出がありました自己情報については、該当する記録がありませんので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、一般社団法人練馬区産業振興公社個人情報の保護に関する規程第38条第1項に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当法人に対して、異議の申出をすることができます。

申出の区分	<input type="checkbox"/> 開示 【 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付】 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
申出の内容	
不存在の理由	

（連絡先） 一般社団法人練馬区産業振興公社 ☎03-6757-2018

保有個人情報訂正・利用停止通知書

年 月 日

様

一般社団法人練馬区産業振興公社
理 事 長

つぎのとおり保有個人情報の訂正等をしましたので、通知します。

決定の区分	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
保有個人情報の内容	
決定の内容	
決定年月日	年 月 日

（連絡先） 一般社団法人練馬区産業振興公社 ☎03-6757-2018

様式第9号（第12条関係）

自己情報異議申出書

一般社団法人練馬区産業振興公社

理事長

あて

年 月 日

(申出者)

住所 〒 _____

氏名 _____

電話番号 _____

会員番号 _____

一般社団法人練馬区産業振興公社個人情報の保護に関する規程第38条第1項の規定に基づき、つぎのとおり異議を申し出ます。

決定された自己情報の開示等の内容	
異議を求める趣旨および理由	
開示の決定等があったことを知った日	年 月 日

【注意】

- 「異議を求める趣旨」とは、異議申出の結論のことをいいます。異議申出の対象としての決定について、どのような決定を求めるかを簡潔に表示してください。
(例) 異議申出に係る決定の取り消しを求める
- 「異議を求める理由」とは、異議を求める趣旨を裏付ける理由のことをいいます。異議申出に係る決定が、違法または不当であるとする理由を記載してください。事実についての主張と法律上の主張とを整理して記入してください。
- 「異議を求める趣旨および理由」については、別紙に記載することができます。

異議申出に対する回答書

年 月 日

様

一般社団法人練馬区産業振興公社
理 事 長

年 月 日付で受理しました自己情報に関する異議申出に対し、一般社団法人 練馬区産業振興公社個人情報の保護に関する規程第38条第3項の規定により、つぎのとおり決定したので回答します。

異議申出の内容	
決定の内容	
決定の理由	
備 考	